

# 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る 事業者等認定実施要領施行細則

平成24年9月27日  
特定非営利活動法人  
全国木材資源リサイクル協会連合会

本施行細則は、特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会（以下「全木リ連」という）が平成24年8月29日に制定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」で規定する「事業者等認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の実施に当たり、具体的な運用方法を定めるものである。

## 1. 事業者認定申請書の提出先

事業者認定申請書の提出先は、会員が所属する地域協会の事務局とする。  
事業所が複数ある場合は、事業所が所在する地域協会ごとに申請するものとする。

## 2. 申請書の審査

申請書の審査は、全木リ連の理事または監事（他の地域協会所属の役員を含む。）を含む3名以上で構成する審査委員会を構成し、審査するものとする。  
標準審査期間は3週間とする。

## 3. 事業者認定書発行における決済の代決

事業者認定書発行の代決権者は、地域協会の代表者とする。  
地域協会の代表者印を、当該認定書に限定して全木リ連の理事長印として適用する。  
地域協会事務局は、認定書を発行したときは、速やかに次の書類を全木リ連事務局に送付するものとする。

1. 事業者認定申請書の写し
2. 事業者認定書の写し
3. 審査委員会委員名簿

## 4. 手数料

当該申請に係る審査手数料を10,000円（消費税別）とする。  
申請者は、申請書の受理に併せて現金で手数料を支払うものとする。  
手数料は、不認可となった場合を含めて、一切返金しない。

## 5. 確認調査

審査委員会は、申請に係る審査期間中及び認定の有効期間を通じて1回以上、当該申請事業所の確認調査を実施する。  
調査は原則として実施日の1週間前以降に事前通告の上実施するものとする。

申請者（認定事業者）は、原則としてこの調査を拒んだり、日程変更を求めることはできない。

確認調査実施に要する経費は申請者（認定事業者）の負担とし、その実費を地域協会事務局は申請者（認定事業者）に請求するものとする。

## 6. 認定取り消し

認定の取り消しは、地域協会代表者が、全木り連理事長に上申することにより行う。

上申を受けた理事長は、全木り連の理事または監事3名以上を含む委員会を招集し、審査を行う。

審査委員会では、必要に応じ当該取り消しを行おうとする事業者に弁明の機会を与えることができる。

標準審査期間は3週間とする。

この認定の取り消しと、全木り連または地域協会の会員資格とには、いかなる関係も有さない。

## 7. 非会員の扱い

地域協会の事務局は、全木り連または地域協会へ入会申込書を受理したときに限り非会員からの求めに応じ、限定して事業者認定申請書を受理することができる。なお、既に認定した事業者の継続申請については原則として連合会への入会を条件とする。

非会員からの申請に対する審査手数料は、30,000円（消費税別）とする。

その他の事項は、すべて本施行細目に定める事項を適用する。

## 8. その他

地域協会の事務局は、申請者又は申請事業所の内容が把握できないことを理由に、当該申請書を受理を拒むか、把握できる資料が提出されるまで、若しくは現地調査による確認が完了するまで受理を留保することができる。